

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の 一部を改正する法律の背景及び概要について

2022年6月

農林水産省
北陸農政局

目 次

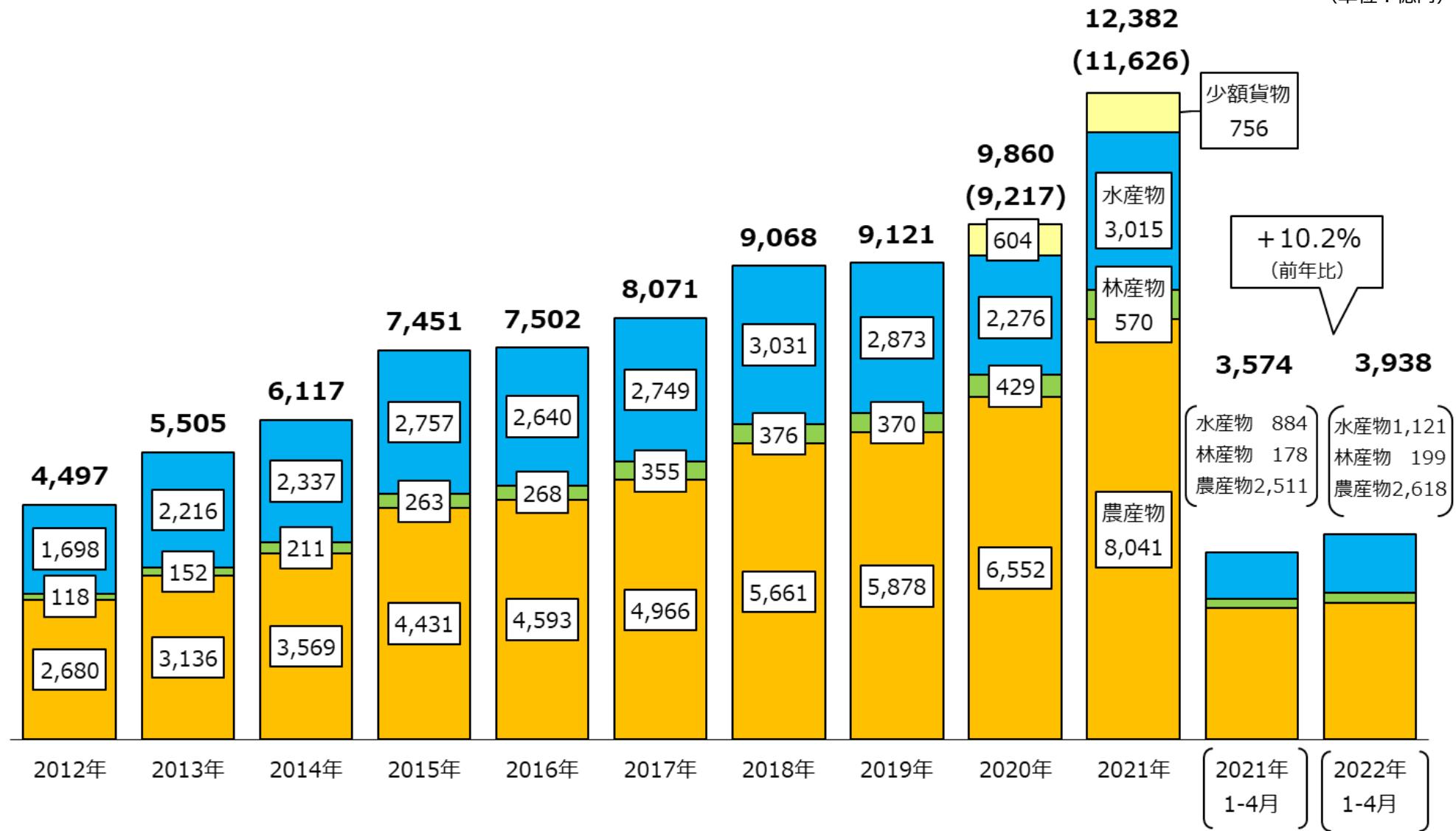
1. 輸出促進法改正等の背景について	2
2. 輸出促進法等の一部改正の概要について	8
① 農林水産物・食品輸出促進団体の法制化について	
② 輸出事業計画の支援策の拡充について	
③ 民間検査機関による輸出証明書の発行について	
④ 有機JAS制度の改善について	
3. 法改正によらない施策について	43
① 輸出事業計画の各種支援策との連携について	
② 輸出支援プラットフォームについて	
③ 知的財産対策強化及びGFPの機能強化について	
(参考) 輸出関連予算等について	51
① 令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算の概要	
② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備	
③ 輸出事業者向け補助事業等の検索方法	

1. 輸出促進法改正等の背景について



農林水産物・食品 輸出額の推移

(単位: 億円)

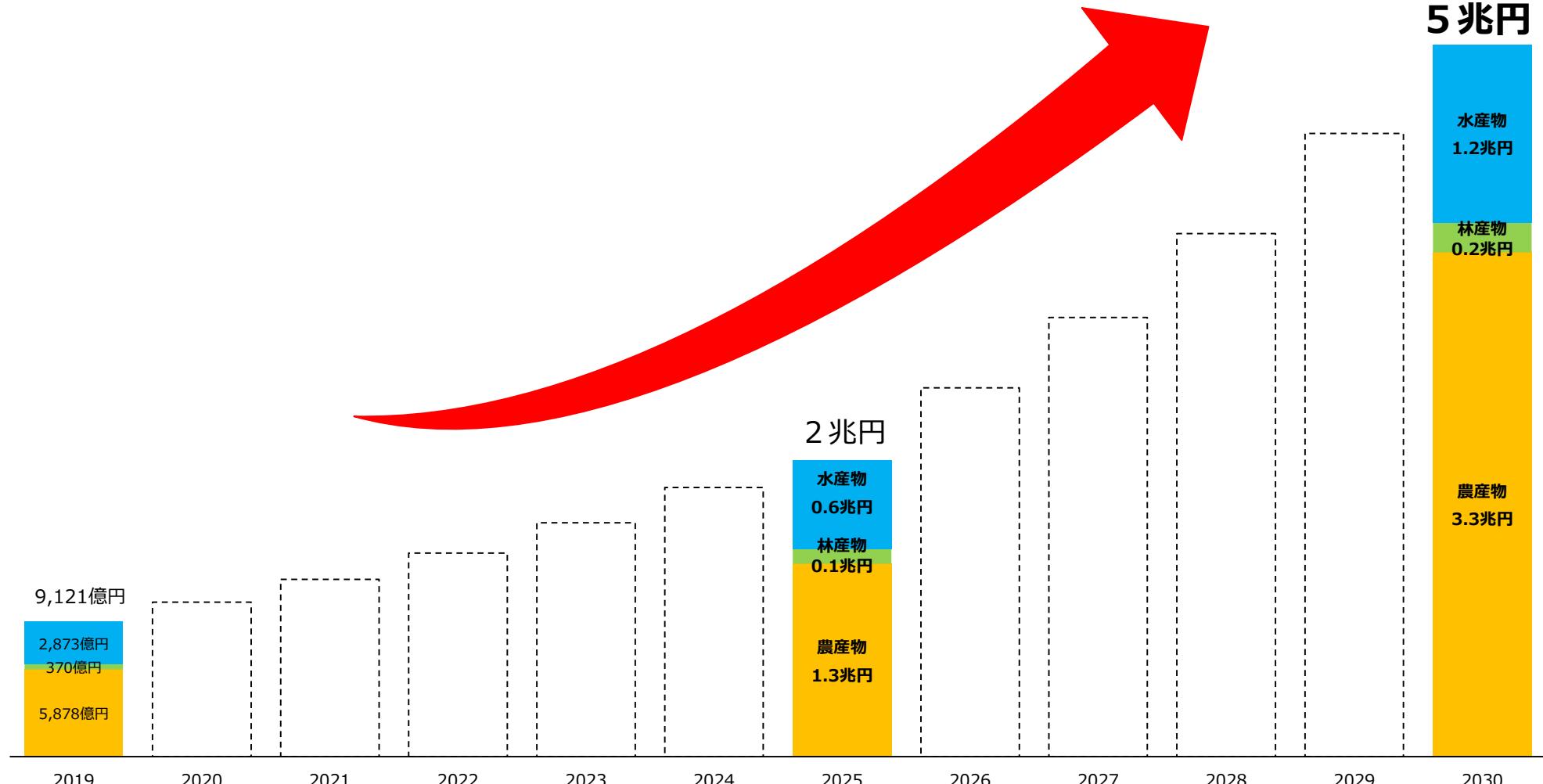


※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※2020年の(9,217)は少額貨物及び木製家具を含まない数値
2021年の(11,626)は少額貨物を含まない数値

新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

政府の輸出促進政策

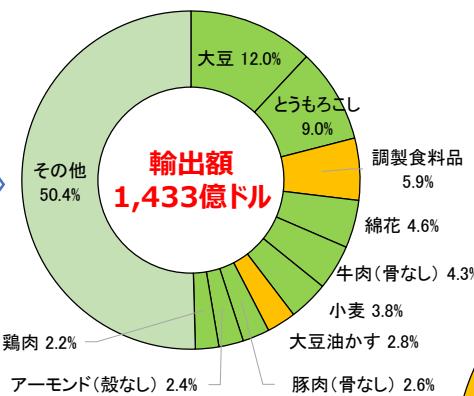
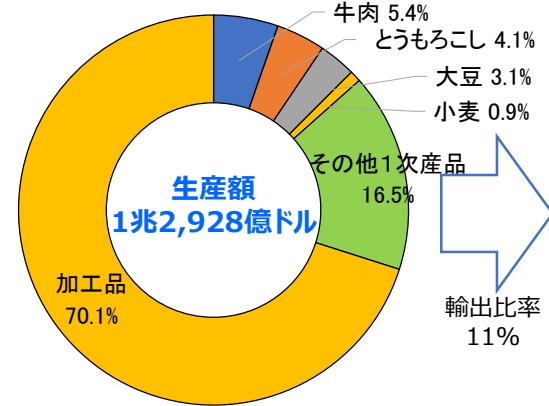
- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標**を設定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする目標**を設定。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において2025年、2030年目標の達成に向けた戦略である「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。
- 2022年5月、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。改正法の成立を受け、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入先国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の改訂を取りまとめ。

日本の強みを最大限に發揮するための取組が必要

＜現状＞他の先進国が、それぞれの国で強みを有する產品を相当程度輸出しているのに対し、日本では、加工品を中心に輸出品目が多岐にわたり、強みを有する產品のシェアが小さい。

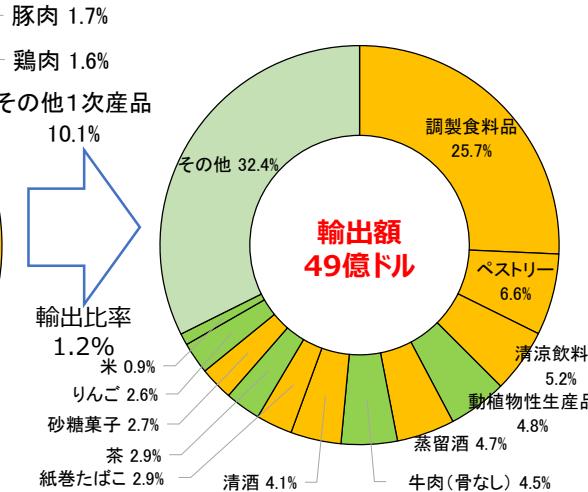
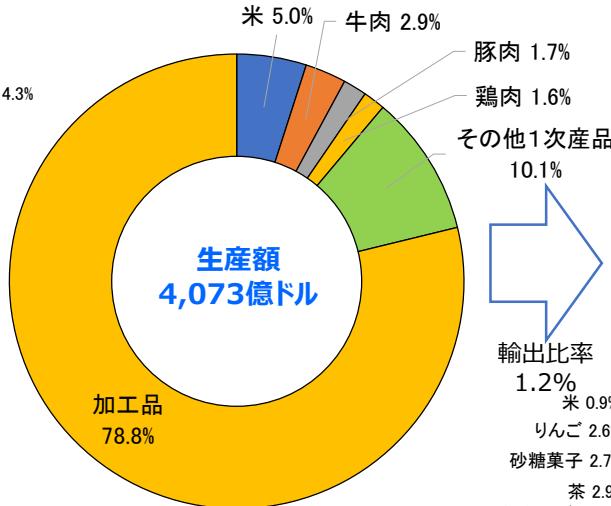
米国

主要な輸出品目は、大豆、とうもろこし、小麦等の土地利用型の作物や牛肉など、米国の広大な土地を利用した產品



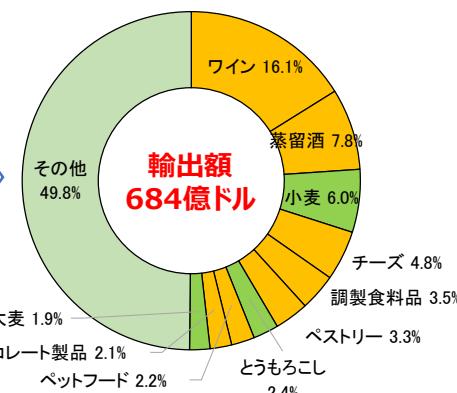
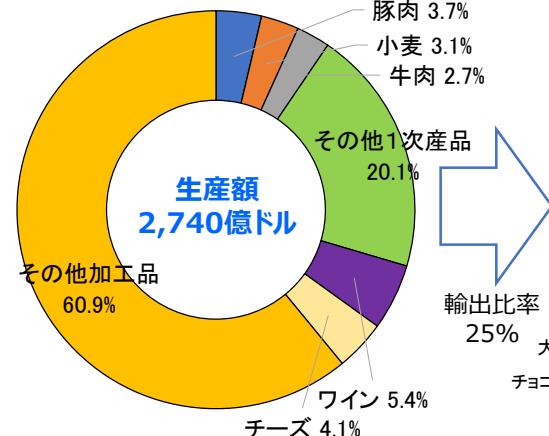
日本

主要な輸出品目は、調製食料品、ペストリー（小麦生地の菓子等）、清涼飲料水等の多様な加工品。米など日本らしい產品の輸出の比率は小さい



フランス

主要な輸出品目は、ワイン、チーズ等の伝統的な食文化に支えられた加工品



(注)

生鮮品・原材料

加工品

「調製食料品」
スープ、ケチャップ、ソース類、ベーキングパウダー等
「ペストリー」
ビスケット、ワッフル、米菓（あられ・せんべい）等

資料：FAOSTATより作成

※FAOのデータのため、林産物・水産物は含まれない

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R4年5月改訂）について

戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の產品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠

改訂の概要

- 輸出促進法等の一部改正法の成立（R4年5月19日）等を踏まえ、R4年度に実施する施策、R5年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的な施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

①輸出重点品目（28品目）と輸出目標の設定

②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化

③品目団体の組織化とその取組の強化

④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化

⑤JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体等の連携

⑥日本食・食文化の情報発信

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援

⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開

⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築

⑩輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

⑪輸出先国・地域における輸入規制の撤廃

⑫輸出加速を支える政府一体としての体制整備

⑬輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援

⑭日本の強みを守るための知的財産対策強化

2. 輸出促進法等の一部改正の概要について



農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律のポイント

1 品目団体の法制化

- ・ オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- ・ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
※ 輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例を新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・ 国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- ・ JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- ・ その他輸出促進に必要な事項を措置

5 施行日

- ・ 公布日（令和4年5月25日）から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

① 農林水産物・食品輸出促進団体
(品目団体) の法制化について



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策①(輸出重点品目 (28品目) の選定)

- 海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大に向けた取組の余地の大きい28品目を重点品目に選定し、集中的に支援。（R3年12月改訂により、「果樹（かき・かき加工品）」を追加）

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等)※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「SAKE」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜（たまねぎ等）についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

輸出重点品目以外でも、輸出事業計画の認定を受けるなど輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地等に対しては、引き続き適切に支援

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策②（品目団体の組織化、輸出先国における支援体制の強化）

個別の産地・企業の限界

- ・輸出できる量が限定
- ・輸出できる期間が限定
- ・輸出できる產品が限定

➡ 大ロット、棚の確保を前提とするビジネスが困難

- ・加工食品の開発、輸出事業者などのステージの異なる連携が不足

➡ 利益率の向上や商流の拡大に限界

- ・添加物・農薬などの規制への対応
- ・ナショナルブランドづくりへの対応の遅れ

➡ 国レベルでの対応が必要

国・地方公共団体・独立行政法人の限界

- ・個別の企業の取引に入り込んだ支援が行いにくい
- ・WTOルールにより、輸出補助金に該当する支援ができない
- ・公平性・透明性の観点から、意思決定に時間がかかる、個別企業への長期的支援が困難

他の先進国の実態

他の先進国では、主要な品目ごとに生産者・加工業者・輸出事業者を代表する団体が民間を代表する活動をし、国がそれを支援

米国

品目別団体はチェックオフにより活動財源を確保。農務省は主要消費国に貿易事務所を設置し、市場情報の収集や販促支援等を通じて品目別団体の活動を支援。

乳製品、牛肉、豚肉、大豆など22の品目団体で法律に基づくチェックオフを実施

品目別団体

- ・生産者から輸出事業者までを組織化
- ・生産から輸出までを一体的にサポート

米国農務省

- ・品目団体の活動を財政支援
- ・法律に基づくチェックオフ制度の監査等の実施
- ・輸出信用プログラム

海外市場

品目別団体海外事務所

- ・海外消費者向け情報提供
- ・輸出業者の技術支援
- ・小売店と協力した販売促進
- ・輸出阻害要因の分析

一
体
的
に
実
施

米国農産物貿易事務所(ATO)

- (主要消費国に農務省の職員を配置)
- ・市場の情報収集
- ・アメリカ食品展の開催
- ・スーパー等でのプロモーション

ノルウェー

ノルウェー貿易・産業・漁業省所管のノルウェー水産物審議会（NSC）が、水産物輸出に課される課徴金を財源に水産物の輸出促進活動を実施

NSCの財源は、法律に基づき水産物輸出業者に課される課徴金

ノルウェー水産物審議会（NSC）

〔5つの魚種分野（①サーモン・マス、②エビ・貝類、③白身魚、④遠海魚、⑤燻製等加工品）から選ばれた諮問委員会を設置〕

- ・魚種別国別の戦略の策定
- ・ノルウェー産水産物イメージ向上のためのマーケティングや情報収集
- ・貿易・産業・漁業省のアドバイザーとしての役割

海外市場

NSC海外事務所

- (主要消費国12ヶ国の大天使館内に設置、大使館員と兼任)
- ・市場の情報収集
- ・現地商流拡大の支援
- ・展示会の開催
- ・講演、セミナー開催
- ・業界を対象としたマーケティング

(他国の品目団体事例) ノルウェー

- ノルウェーにおいては、Norwegian Seafood Council (NSC:ノルウェー水産物審議会) がノルウェーサーモンを始めとした水産物の戦略的輸出を主導。
- 生産・流通・販売全ての輸出関係者がNSCと協力することで、高度な品質管理、統一の格付け、輸出先から海域まで遡れるサーモンパスポートの導入、36時間で日本へ届ける物流体制等を実現し、ノルウェーを水産輸出大国へ育成。

品目団体概要

名称：Norwegian Seafood Council (ノルウェー水産物審議会)

設立年：1991年

設立経緯：魚介・魚介製品の輸出に関する法律に基づき1991年に輸出促進活動を行う政府組織（NSEC）が設立され2005年に独立行政法人化しNSCとなる。

輸出実績：1,057億NOK (2020年) (約1兆4,295億円)

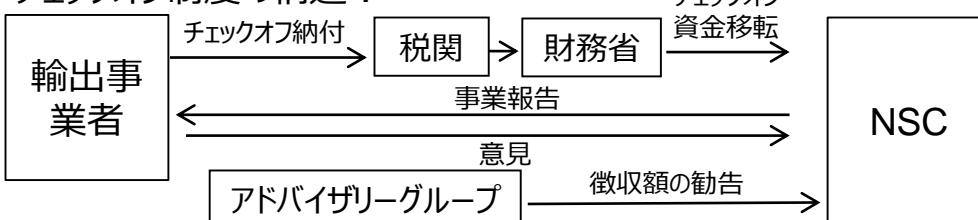


予算規模：約3,550万USD (40億円)

※課徴金（チェックオフ）として輸出魚介類の0.75%、魚介製品の0.2%を徴収

組織：人員76名（2020年。23名の海外事務所職員を含む）

チェックオフ制度の構造：



取組事例

プロモーションや販路開拓等の出口戦略と、品質管理、流通体制構築、事業者サポート等の基盤強化を複合的に実施し効果を発揮

ブランディング

業界商標ラベル「ノルウェー産シーフード」を作成・管理・認証。海外における共同マーケティング・キャンペーン等に活用。



市場調査

各国の市場動向・制度・統計情報の調査・分析を実施し、会員輸出関係者向けに情報提供



プロモーション

見本市等への出展、シーフードセミナー、イベントや店頭でのデモストレーション、



スーパー・マーケット等の店頭キャンペーン、SNS、テレビ広告、印刷広告、看板、店頭等を活用したミックスメディアキャンペーン等を実施。

データベース作成

外国の輸入業者向けに、輸出事業者データベースを作成。

事業者サポート

輸出手続きの事業者サポート、コンサルティング。現在、事業者向けデジタルプラットフォームを開発中。

プレゼントキャンペーンの実施

SNS等を活用し、シーフードやグッズのプレゼントキャンペーンの実施、ノルウェー産シーフードを活用したレシピの紹介



農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）認定制度



- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定輸出促進団体）として認定する制度を創設。
- 認定輸出促進団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフの業務を行う。

農林水産物・食品輸出促進団体

農林水産物又は食品の輸出の促進を図ることを目的として農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が組織する団体

輸出促進業務

【必須業務】

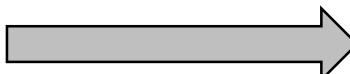
- ① 輸出先国の市場・輸入条件等の調査研究
- ② 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- ③ 輸出に関する事業者への情報提供及び助言

【任意業務】

- ① 品質・包装等の輸出促進に必要な規格の策定
- ② 会員等の同意を得て、生産量等に応じた拠出金を收受し、輸出促進のための環境整備に充てる仕組みの構築・運用（任意のチェックオフ）

認定申請

法人であることが必要



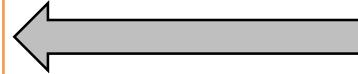
【必要書類】

1 申請書

- ① 対象品目
- ② 団体の構成員 等

2 業務規程 等

認定・支援



主務大臣

農林水産大臣・財務大臣（酒類のみ）

- ① 基本方針に照らし適切
- ② 法令に違反しない
- ③ 輸出拡大に資する等の基準に適合
- ④ 知識・能力・経理的基礎がある
- ⑤ 省令で定める要件に適合

詳細は次ページ

① 中小企業信用保険法の特例

一定の要件を満たす一般社団法人・一般財団法人を、中小企業信用保険法の中小企業者とみなし、同法の保証保険の対象とする。

② 食流機構による債務保証

食品等流通合理化促進機構は、認定団体の業務に必要な資金の借入れに係る債務保証を行うことができる。

③ FAMICによる協力

(独)農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、認定団体の依頼に応じ、専門家の派遣その他規格の策定に関し必要な協力をを行うことができる。

④ JETROの援助

(独)日本貿易振興機構（JETRO）は、認定団体の依頼に応じ、輸出促進業務の実施に必要な助言その他の援助を行う（努力義務）。

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）認定要件

法律の要件

- 1 **基本方針に照らし適切**であること。
- 2 法令に**違反しない**こと。
- 3 次の**基準に適合**すること。
 - (1) **輸出の拡大に資する**ものであること。
 - (2) 生産から販売に至る一連の行程における**事業者との緊密な連携が確保**されていること。
 - (3) **特定の地域**で生産され、製造され、又は加工された農林水産物・食品に**限定するものでない**こと。
(→オールジャパンでの取り組みを行う)
- 4 **知識・能力・経理的基礎**を有すること。
- 5 **省令で定める要件**に適合すること。
- 6 **法人**であること。

以下の内容等を基本方針や省令で規定することを検討

【農林水産物又は食品の種類】

認定団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類は、「海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大余地を有し、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目」とする。

このため、これらの品目は、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略において選定されている輸出重点品目が基本となること。

【品目ごとの団体数】

オールジャパンとしての取組を進めるため、農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類は、他の認定輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類と重複しないことが基本となること。

【多様な事業者との連携】

輸出促進業務の実施に当たり、農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程における**事業者**が構成員に含まれていない場合には、これらの者の意見も聞くこと。

【団体への加入】

構成員となることを希望する者に対して**不当な差別的取扱い**をするものでないこと。

【輸出拡大のための計画】

農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた**中期的な計画**を有すること。



認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の取組概要



個々の産地・事業者では取り組む負担が大きい、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を品目団体が行い、産地や事業者の輸出拡大の取組を下支え。

【産地・事業者の課題例】



各国で規制内容が異なる上に変化するので、**個社で最新情報を把握し続けることは困難。**



個社でPRを行うには限界があるため、**事業者が集まって現地で効率良く各社がPRを行う機会が欲しい。**



海外では日本の地方の名称は知られておらず、**日本産であることをブランド化した方が良い。**



輸送時のカビ発生等による**ロスが業界共通の問題。抑制に向けた技術開発が必要。**



ロット確保が出来ず逃している販売機会がある。産地間調整の機会が必要



様々な**課題が次々と出てきて、それぞれに必要な対応が自社では不明なことが多い。具体的な対応策の情報を得る場があるとありがたい。**

品目団体へ集約

品目団体

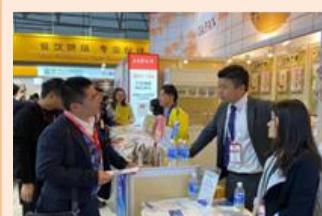
生産者や事業者が直面する課題の解決に向け、オールジャパンで取り組むべき活動を実施。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による**需要開拓**
(例)見本市へオールジャパンで出展、バイヤー向け商談会・セミナー開催、ジャパンブランド広報の実施
- 輸出に関する**事業者への情報提供・助言**
(例)輸出専門家による相談窓口を設置

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の**規格の策定**
- 輸出のための取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（**任意のチェックオフ**）



バイヤーとの商談



店頭プロモーション



輸送規格を作成し荷潰れを防止

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の体制イメージ

- 品目の生産から販売までの関係者が連携し、オールジャパンで輸出拡大活動に取り組む。関係者は団体に加入することで、団体から情報提供を受けたり、団体が実施する販促活動に参加するなどのメリットを享受。
- 国、JETRO等が団体の取組を支援。

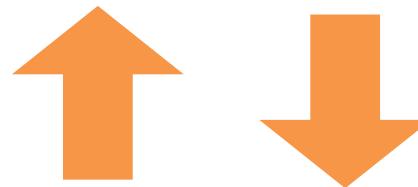
〈認定団体の体制イメージ〉

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

事務局

品目の関係者の意見を集約しオールジャパンとしての活動を企画・運営

- ・共通課題、情報の集約
- ・会費等により活動経費を拠出



- 業界全体の輸出力強化につながる活動を企画・展開

構成員※

生産、流通、販売まで幅広い輸出関係者が連携

生産・製造分野

- ・生産者、JA
- ・産地協議会
- ・食品メーカー等

流通分野

- ・卸売業者
- ・運送業者 等

販売分野

- ・輸出商社 等

この他にも必要に応じ、自治体や関係団体等、幅広い関係者と連携し活動を展開

政府

- ・法律による認定
- ・活動支援

JETRO FAMIC

助言・援助・協力

※構成員…直接の会員に加え、会員になってい
る団体の会員（孫会
員）を含むことも団体の
判断により可能。

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の具体的活動例

- 農林水産省では、以下のような取り組みを始め、幅広い活動に対する支援策を措置。
- 品目により輸出に必要な取組は様々であることから、品目団体が、関係者の意見を取りまとめ、必要な取組を選択し、構成員と連携して実施することを想定。

共通課題の解決

○ 規制・市場調査の実施

- ・リアルタイムに規制等の情報収集・提供、実務者向けレポート作成。
- ・規制対応検討会の設立、試験研究の実施。
- ・販売に直結する、マーケット、競合商品、消費者嗜好等の調査の実施。

○ 規格・マニュアル作成

品質低下やロス防止に向け、輸送資材や温度管理等の規格を作成。



輸送時の損傷等の防止に向けた規格・マニュアルを作成

○ 相談窓口の設置

輸出手手続き、商談、輸送方法等の相談窓口を設置。

○ 輸送実証等

個々の負担での実施が難しい試験輸送等の新規の取組を、業界を取りまとめて実施。

構成員

業界課題の集約

- ・規格の策定
- ・調査・実証結果提供
- ・相談対応、ノウハウの共有

PR素材、データの提供
プロモーションの場の提供

個社で対応できない課題を解決

中小事業者もマーケットイン輸出が可能な環境整備

関係者の連携強化

○ 連携検討会の実施

リレー出荷やロット確保に向け、品質や規格等の統一などを関係者で検討

産地等の情報
を集約

- ・データベース等の構築
- ・検討会の開催

構成員

関係者が連携することで、リレー出荷、
ロット確保が可能



○ 産地データベースの作成

バイヤー向けに輸出産地の出荷時期、出荷量、原材料、コーチャ・ハラル対応、有機対応等のデータベースを作成

産地間連携による供給力強化

オールジャパンでの共同プロモーション

○ ジャパンブランドの確立・浸透

現地の市場におけるジャパンブランドの強み、競合国との差異を検証し関係者へPR。必要に応じ偽装防止対策も実施。

○ オールジャパンによる販売

構成員連携によるジャパンブランドを前面に出した販売の実施。

一産地の一過性の取組でなく
日本産全体の認知度が向上

海外における販路開拓・拡大

○ 見本市等の活用

品目特性に合った見本市等における売込み

○ バイヤー・小売等へのセミナー、招聘

日本産の特性や活用法等を現地関係者へ普及



販売員・バイヤー向け勉強会

○ 海外拠点等の設置

海外における販路拡大の核を作り、新規販売先の開拓、バイヤーとの関係構築

現地活動強化により新規需要獲得、他国から置換え、契約の継続・拡大

品目団体輸出力強化支援事業

【令和4年度予算概算決定額 907（-）百万円】

（令和3年度補正予算額 4,100百万円）

<対策のポイント>

品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、品目団体※が自ら作成した輸出拡大計画に沿って行う、業界関係者全体の輸出力の強化につながる取組を、以下のメニューにより支援します。

※ 生産から販売まで輸出に関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組む全国団体

<支援メニュー>

- ① 輸出ターゲット国の市場調査・規制調査
- ② 海外におけるジャパンブランドの確立
- ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- ④ 海外における販路開拓活動
- ⑤ 輸出促進のための規格の策定・普及
- ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- ⑧ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験

<事業の流れ>

国

定額、1/2

民間団体等

<事業イメージ>

- ①-例
 - ・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、高耐久木材や木質建材などの製品規格・流通規制に関する調査
 - ・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則の調査
- ②-例
 - ・日本産米の差別化に向けた他国産米との比較調査及びPR活動
 - ・輸出先国において、日本産青果物の産地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入
- ③-例
 - ・多言語対応食肉ラベルシステムの開発
 - ・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及
 - ・輸出先国の製品安全規格を満たす焼き芋機の導入実証
- ④-例
 - ・ブローカー設置、バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展、海外バイヤーの招聘等
- ⑤-例
 - ・輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定に向けた検討
 - ・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた研修の実施や実装に必要な認証取得等への支援
- ⑥-例
 - ・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の産地データベースの構築等
- ⑦-例
 - ・青果物輸出促進コーディネーターを設置し、産地の課題に対応可能な専門家と産地のマッチングによる課題解決を支援
- ⑧-例
 - ・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証

現地でのPR活動



包材の規格化（イメージ）



ミナー・

(参考) 品目団体輸出力強化支援事業等の交付決定者・交付候補者



令和3年度補正予算「品目団体輸出力強化緊急支援事業」、令和4年度当初予算「品目団体輸出力強化支援事業」の交付決定者・交付候補者は以下の14の団体（令和4年5月末時点）。これらの団体が認定団体を目指していく中心的な役割を担うことが期待される。

団体名

日本畜産物輸出促進協議会

日本養殖魚類輸出推進協会

日本青果物輸出促進協議会

(一社) 日本真珠振興会

全国花き輸出拡大協議会

(一社) 全日本菓子輸出促進協議会

日本茶輸出促進協議会

全日本カレー工業協同組合

(一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

全国味噌工業協同組合連合会

(一社) 日本木材輸出振興協会

全国醤油工業協同組合連合会

日本ほたて貝輸出振興協会

日本酒造組合中央会

② 輸出事業計画の支援策の拡充について



リスクを取って輸出に取り組む事業者が抱える課題

- 輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有するリスクに対応する必要。
- 農林水産物・食品の輸出は、輸出による利益創出までの期間に様々な経費が必要となるため、事業者の資金繰りの負担が課題。

- 長期運転資金の例
 - ・商品の試作品の製造費用
 - ・市場調査やニーズ調査に係る費用
 - ・サンプル輸出や商談会への参加に係る費用
 - ・プロモーション活動費
 - ・製造ライン本格稼働後に必要な増加経費
(原材料費、人件費など)
- 施設整備等に対する資金の例
 - ・EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用
 - ・ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用

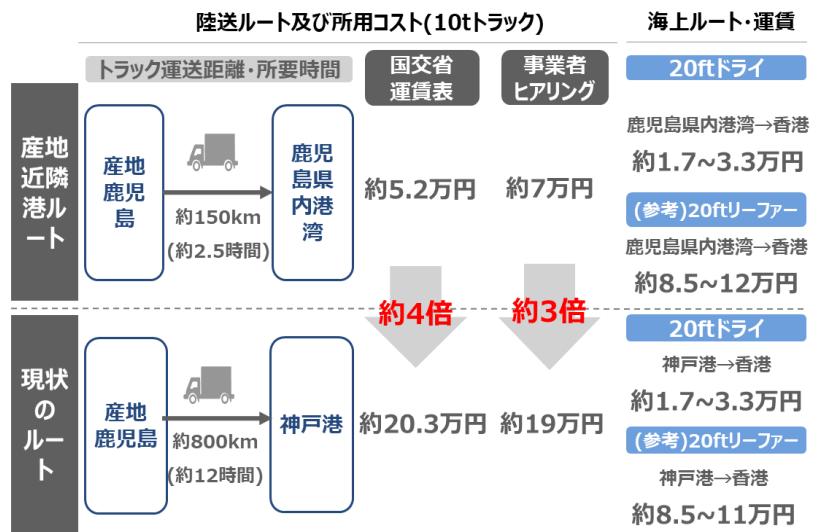
このため、以下の支援を措置。

- ① 輸出に取組む事業者への出資の支援（令和3年4月、投資円滑化法を改正）
- ② 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する長期運転資金や施設整備等に対する金融上の支援
- ③ 民間金融機関からの借り入れに対する債務保証に係る事業者の負担軽減のための支援

効率的な物流構築に向けた課題

- 効率的な輸出物流を構築するため、冷蔵・冷凍倉庫などのインフラ設備等が不足している地方の港湾・空港等の活用に向けて、港湾・空港内外のコールドチェーン対応の物流拠点整備が必要。

【産地近隣港の活用により、輸送コスト低減】



【包材等の規格化・標準化】



包材形状が
統一化

このため、地方港湾・空港を活用し、輸送コストの低減、コールドチェーンの整備等を行う体制を構築するため、輸出促進法を改正し、以下に取り組む必要。

- ① 施設整備計画に基づき行う冷凍・冷蔵倉庫などの整備に対し、新たな制度資金の創設、所得税・法人税の特例（割増償却）を措置
- ② 品目団体が、物流効率化や品質確保に向けた規格を作成

輸出事業計画について

輸出事業計画の認定制度とは

我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためにこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度

今回の法改正で、①農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）、②施設等の整備に対する所得税・法人税の特例、③日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット制度、④食品等流通合理化促進機構による債務保証、⑤農地転用手続のワンストップ化を新たに措置

法改正に伴う計画記載事項の追加

必須記載事項（第37条第2項）【従前どおり】

- ① 輸出事業の目標
- ② 輸出事業の対象となる農林水産物・食品及び輸出先国
- ③ 輸出事業の内容及び実施期間
- ④ 輸出事業の実施に必要な資金額・調達方法
- ⑤ その他農林水産省令で定める事項

－輸出事業の対象となる農林水産物・食品の輸出の現状
－輸出拡大に向けた課題

➤ ④輸出事業の実施に必要な資金額・調達方法について、
計画期間中の年毎に必要な資金の額・内訳や資金調達の方法等を記載するよう様式を修正予定。



任意記載事項（第37条第3項）【本改正により追加】

施設整備に関する計画

- ① 施設の種類、規模その他の施設の整備内容
- ② 施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積等

➤ 以下の支援策を活用する場合には、記載が必須。

- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
- ・ 農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）

➤ 以下の支援策を活用する場合は、別様式の提出を求める予定。

- ・ 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
- ・ 農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）

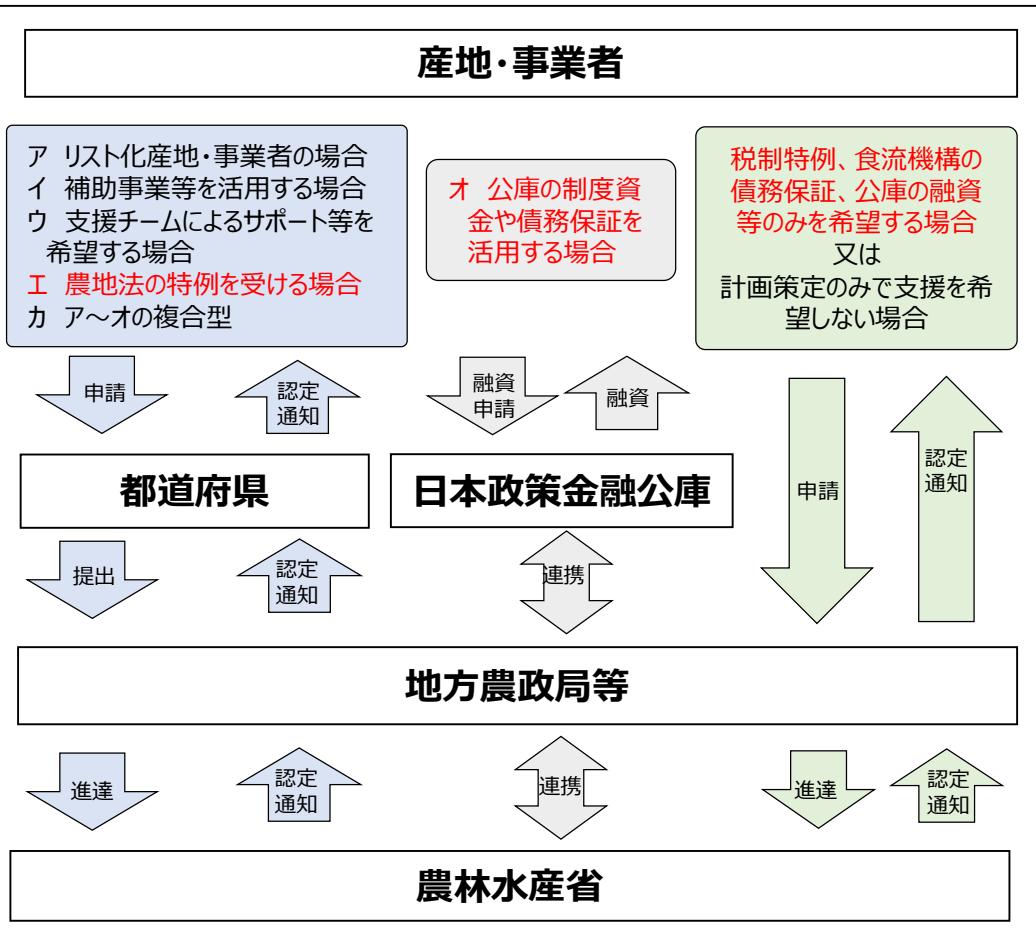
輸出関連予算事業と輸出事業計画のリンク

各種輸出関連予算事業については、①輸出事業計画の策定が必要、又は②優先採択等の優遇措置を受けられるようになります。

輸出事業計画について



法改正後の申請手順（予定）



【参考】輸出事業計画の認定基準

＜輸出事業計画の認定規程より＞

- ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

➢ このほか、農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）に係る内容を含む場合は、農林水産大臣が関係都道府県知事等に協議し、知事等から転用を許可することができない場合に該当しないものとして同意が得られることが必要。（第37条第7項）

改正法に基づく輸出事業計画の申請手続や様式等については、「輸出事業計画の認定規程」や「輸出事業計画策定の手引き」の改正等と共に、追ってお知らせする予定です。

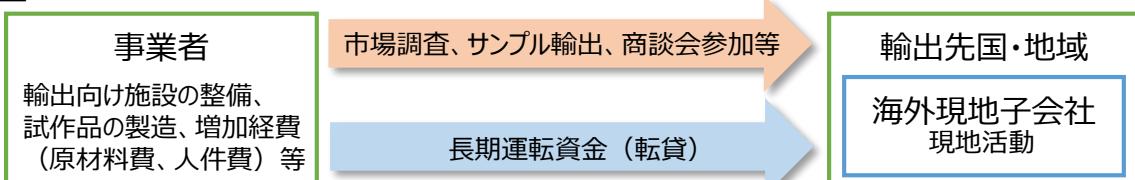
農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）（日本政策金融公庫法の特例）

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、資金使途に長期運転資金や海外子会社等への転貸を新設し、償還期限を25年以内とする制度資金を創設。

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用**
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金**
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金**
(転貸に必要な資金の使途は①・②。)

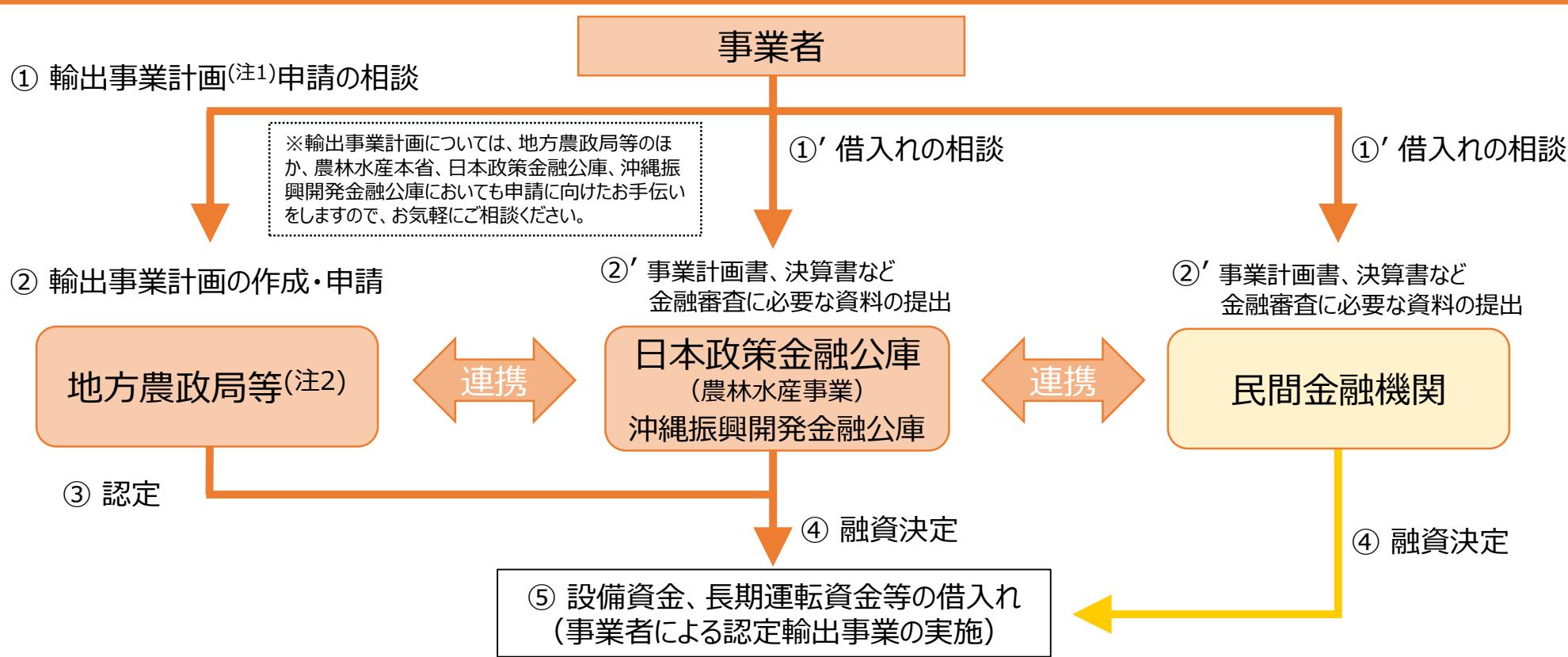
25年以内（うち据置期間3年以内）
(中小企業者は、10年超25年以内)



農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）の借入手続きについて

- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借り入れの相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置 (租税特別措置法にて別途措置)

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 輸出促進法の改正を前提に、改正法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

- 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

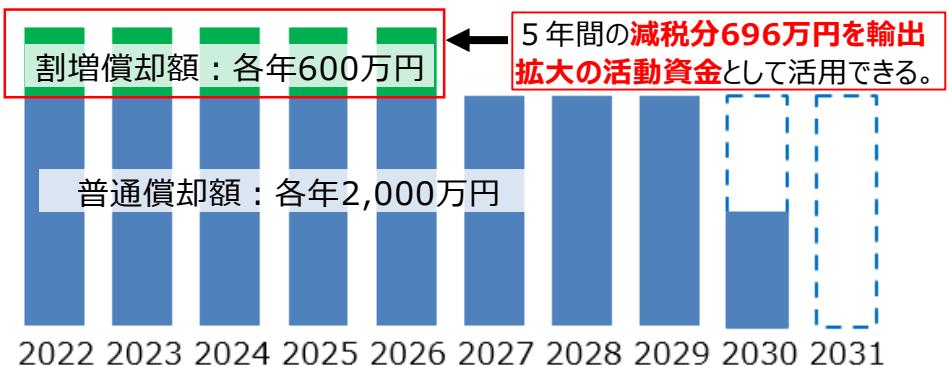
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）=600万円
 ※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）=139万円

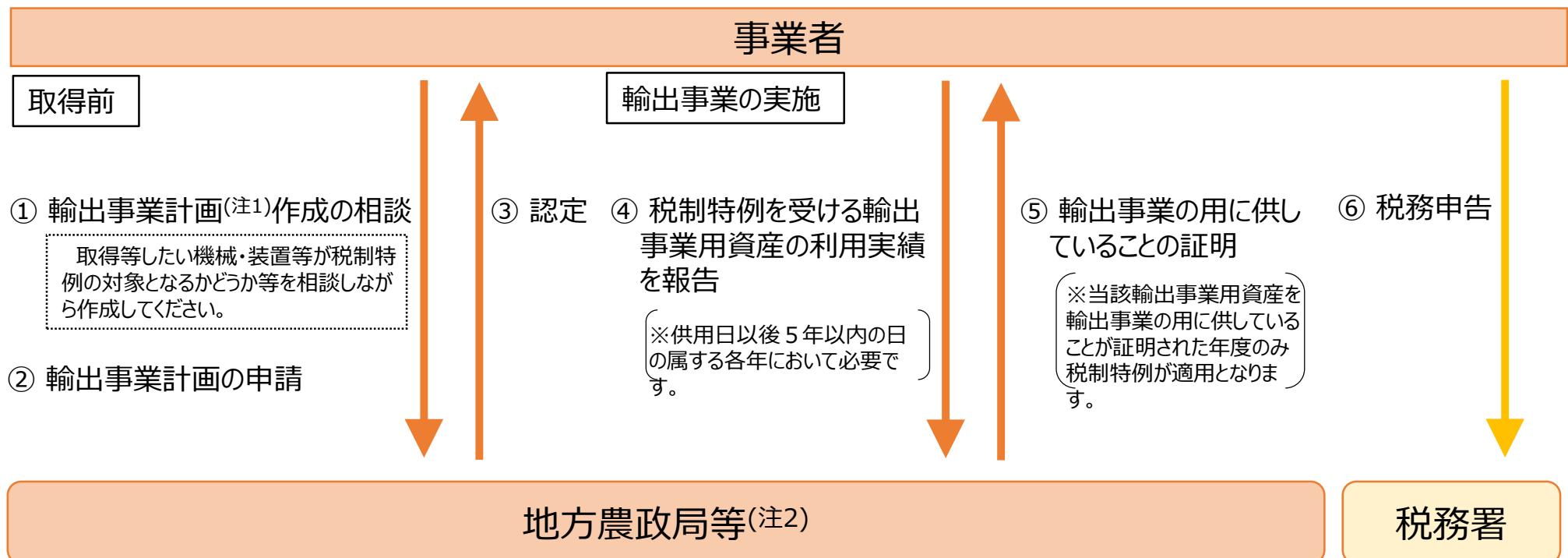
特例の適用イメージ



輸出事業用資産の割増償却を受けるための手続きについて

- 税制特例を受けるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 輸出事業に必要な機械・装置、建物等を取得等したい場合には、各種補助金の利用等も含めて、地方農政局等に前広にご相談ください。
- また、税制特例の適用については、取得等した機械・装置、建物等を輸出事業の用に供しているか、毎年度（供用日から5年間）、地方農政局等の証明を受ける必要があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画の相談・申請、実績の報告等は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に行ってください。

日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット（日本政策金融公庫法の特例）



- 輸出の促進に必要な、海外での事業展開に関し、海外現地子会社等が、海外に拠点を有する提携金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するために日本公庫が信用状（スタンバイ・クレジット）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援。

制度利用のメリット

■ 海外での円滑な資金調達

日本公庫が発行する信用状を担保に活用し、提携金融機関から円滑に日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができる。

■ 為替リスクの回避

現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てることができ、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できる。

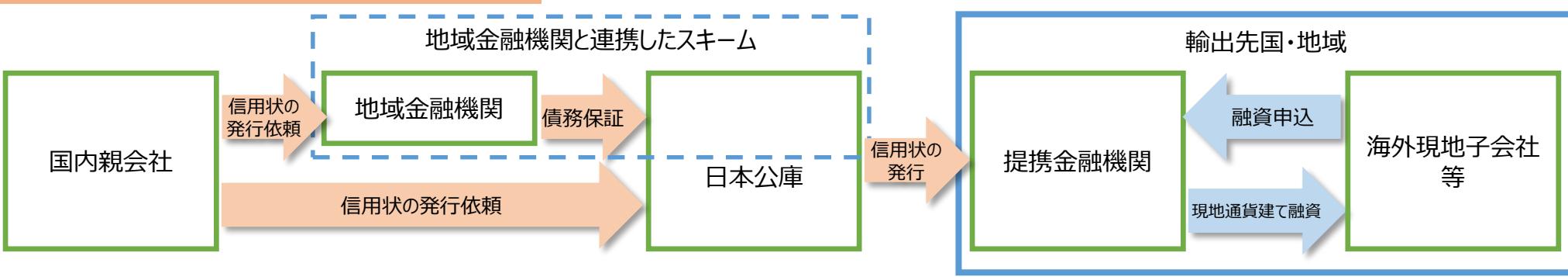
■ 国内親会社の財務体質の改善

海外現地子会社等が国内親会社から資金調達（出資受入や借入）する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できる。

■ 海外での経営管理体制の強化

本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができる。

スキーム図



提携金融機関

- 平安銀行（中国） ■ インドステイト銀行（インド） ■ バンクネガラインドネシア（インドネシア） ■ 山口銀行（日本）【対象地域：中国】
- 名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ 横浜銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ KB 國民銀行（韓国） ■ CIMB 銀行（マレーシア）
- バノルテ銀行（メキシコ） ■ メトロポリタン銀行（フィリピン） ■ ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） ■ 合作金庫銀行（台湾）
- バンコック銀行（タイ） ■ ベト・イン・バンク（ベトナム） ■ H D バンク（ベトナム）（本店所在地の英語名のアルファベット順）

食品等流通合理化促進機構による債務保証（食品等流通法の特例）



- 輸出事業者が商談会や展示会への出展等の販路開拓、テスト輸出等の輸出事業に当たって必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、食品等流通合理化促進機構が債務保証をすることで資金調達の円滑化を図る。

事業の概要

① 保証対象者

- ・ 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）

② 保証期間

- ・ 設備資金：20年以内
- ・ 運転資金：5年以内

③ 保証限度額

- ・ 最大4億円

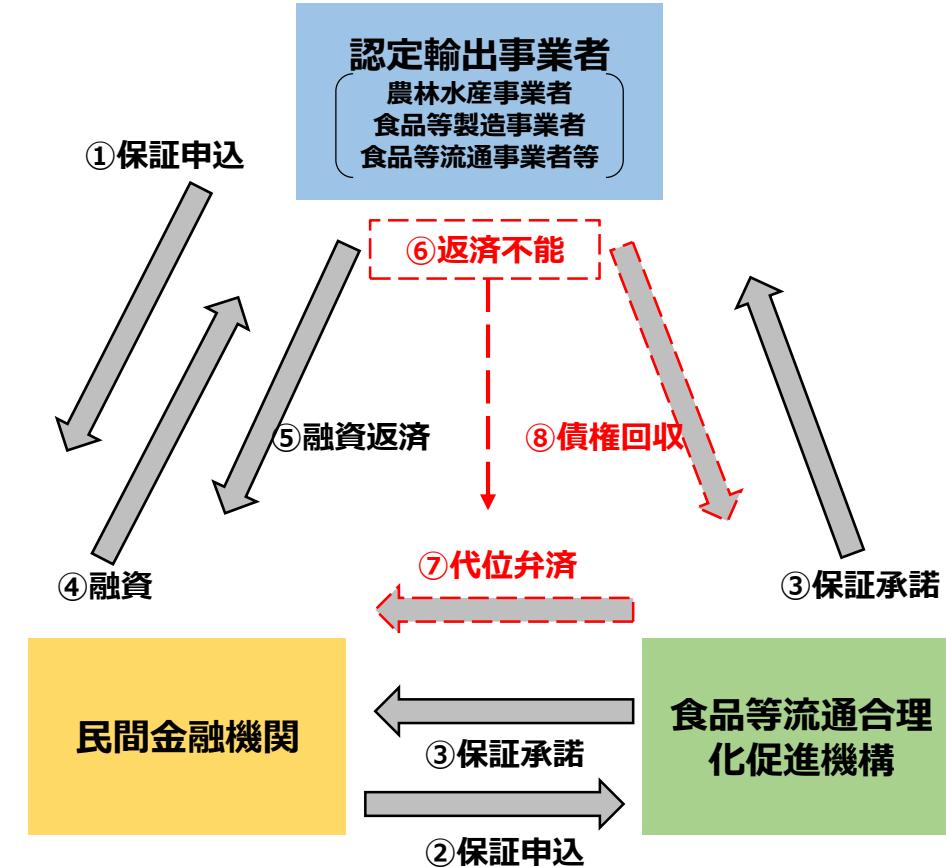
④ 保証範囲

- ・ 90%以内

⑤ 保証料率

- ・ 年0.8%以内

スキーム図（計画認定後）



農地転用手続のワンストップ化（農地法の特例）

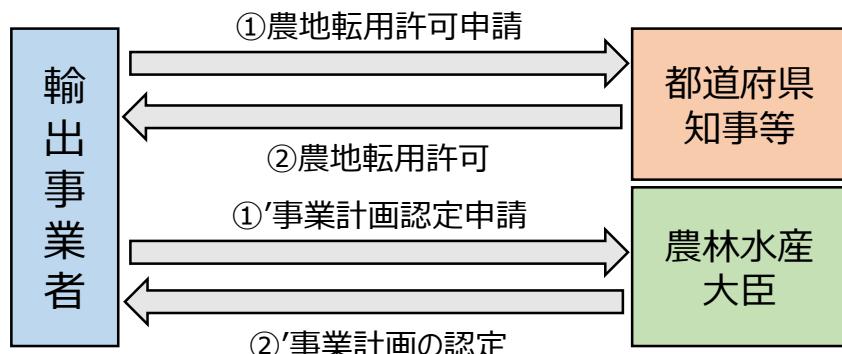


- 輸出事業計画の認定手続と農地転用の許可手続をワンストップ化することで、手續が簡素化されるとともに、申請者の負担が軽減される。なお、転用許可の要件に変更はない。

スキーム図

【従来】

それぞれに申請する必要があり、申請手続きが煩雑



イメージ

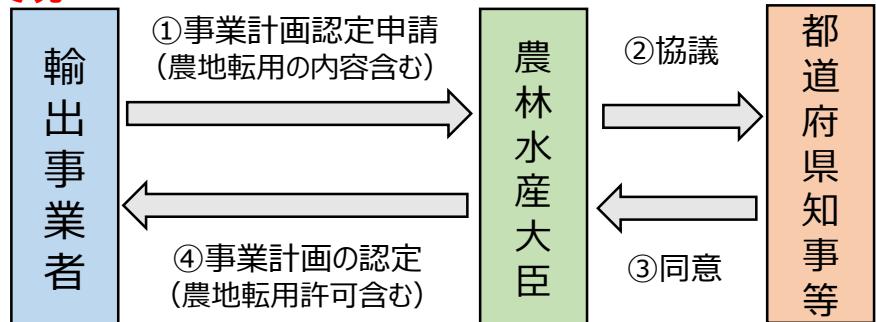
農業者が共同で利用する、輸出に必要な温度管理をするための集出荷施設

輸出に向けて、長時間の輸送・保管に耐えられるよう高度な鮮度保持処理を行い、かつ、海外が求める規格に適合したものを見分けるための予冷・貯蔵倉庫を整備。



【改正後】

申請をワンストップ化できることで、申請手続きの簡素化を実現



③ 民間検査機関による輸出証明書の 発行について



輸出先国の規制への対応

- 海外でニーズがあるにも関わらず、日本からの輸入が規制されている、海外の規制に対応する国内の加工施設が少ない等の理由により輸出できない产品は依然として多い。
- また、**輸出先国における規制措置は強化される方向**にあり、**国内事業者がその都度対応を求められることがある。**
例：タイ向け輸出食品にGMP証明書が必要（2021年～）、中国向け輸出食品について製造等企業登録が開始（2022年～）
- 今後も、**輸出先国・品目の拡大や、輸出先国における規制措置の強化に伴い、求められる輸出証明書の件数や種類の増加が想定される。**

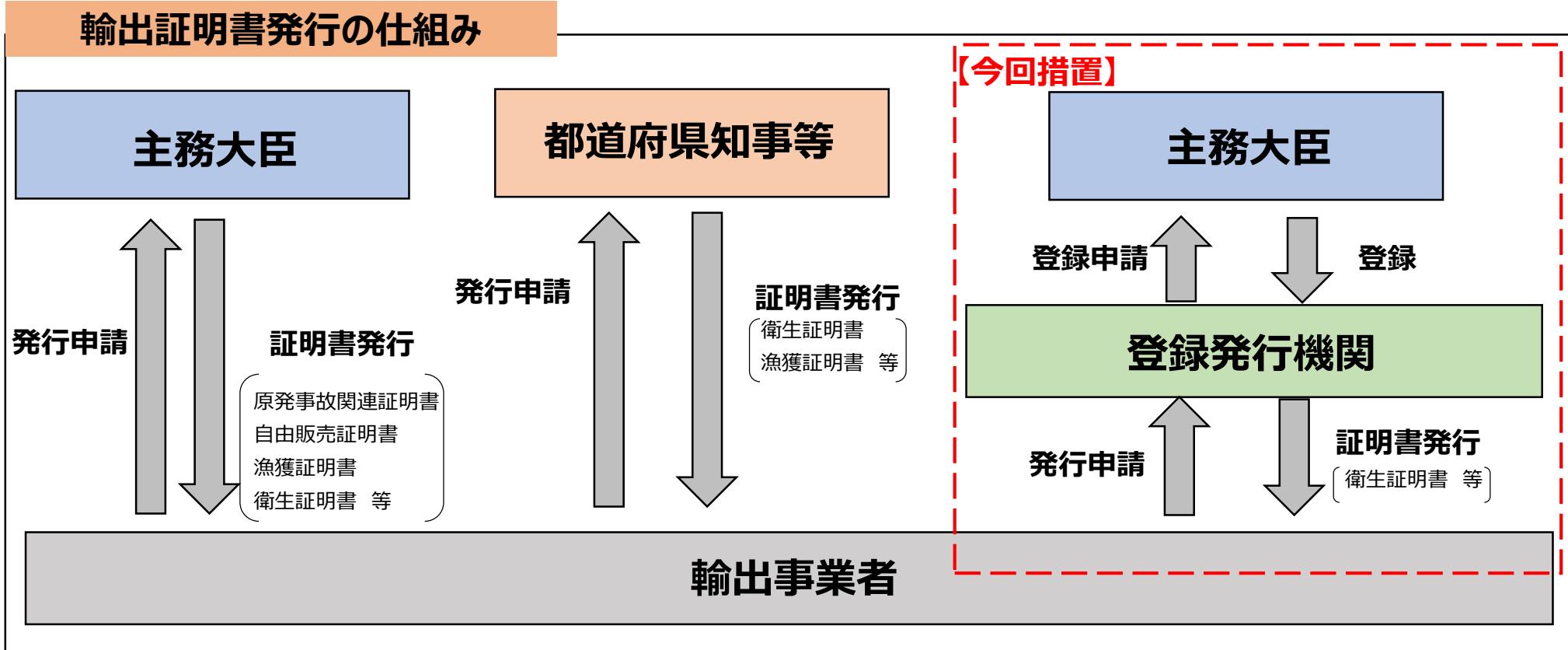
証明書発行の電子化の取組

- 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行える**オンラインシステムを整備。**
- 令和2年4月には自由販売証明書、令和3年4月には国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書など、**順次、システムの対象を追加。**
- 令和3年4月には、羽田空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。
- 令和4年4月から、**原則全ての種類の輸出証明書を対象とする一元的な輸出証明書発給システムの運用を開始**

更なる取組

- 増加が見込まれる証明書について、発行体制の強化が必要であるほか、機動的な対応のためには、**行政だけでなく、民間組織の活用が必要。**
- 輸出先国との交渉において、民間検査機関が輸出証明書の発行を行うことが認められる場合も出てきていることから、民間組織が輸出証明書の発行を行うことができるよう、**輸出促進法を見直し。**

民間検査機関による輸出証明書の発行（登録発行機関制度の創設）



登録発行機関の登録

- ・ 主務大臣は、輸出証明書の発行を適確に行うために必要な基準に適合している場合には、登録を行う
 - ・ 登録発行機関は、業務規程を定め、それに従い発行業務を行う
 - ・ 主務大臣は、必要に応じて改善命令、登録の取消し等を行うことができる。

登録発行機関による輸出証明書 の発行が想定される場合

- 今後、輸出先国との交渉において、民間検査機関による輸出証明書の発行が求められた場合、本制度を活用して速やかに対応

④ 有機JAS制度の改善について

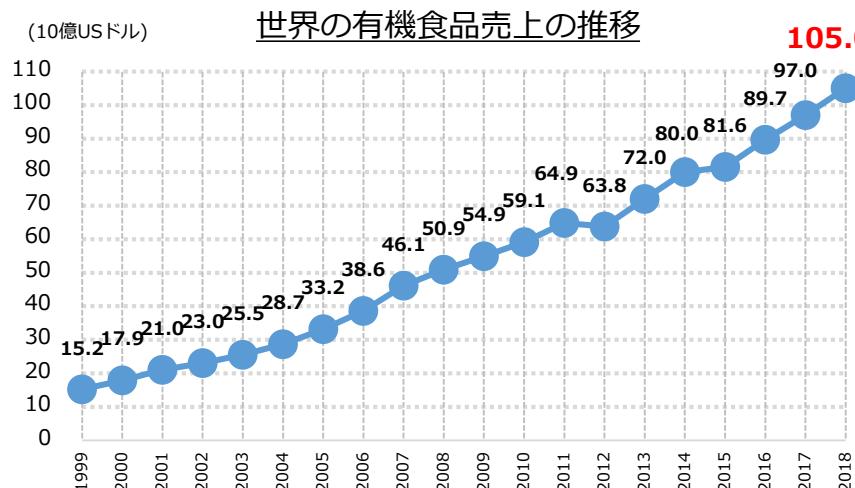


JAS法改正の背景について

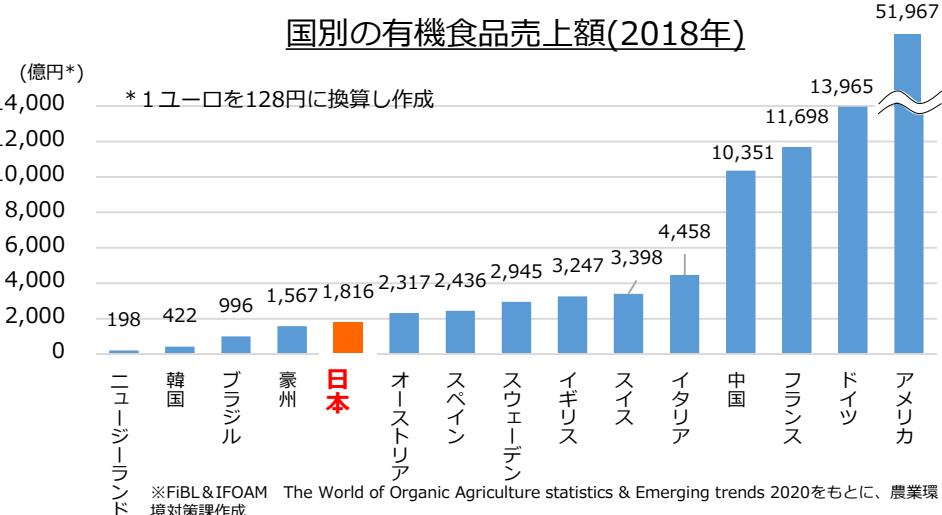


現状

- 世界の有機食品売上は増加し続けており、2018年では11.6兆円。



※FIBL & IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2008~2020をもとに、農業環境対策課作成



* 1ユーロを128円に換算し作成
※FIBL & IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2020をもとに、農業環境対策課作成

- 2019年に我が国から輸出した有機酒類は約77KLであり、輸出の大半を占める有機日本酒は、諸外国において一般的の日本酒より高値で取引されている。

例) 同一メーカーの有機日本酒と一般的な日本酒(720ml)の販売価格

【有機日本酒】純米 : ¥3,758
【日本酒】特別純米 : ¥1,096



JAS法改正の目的

- 有機JASに酒類を追加し、有機加工食品について既に同等性を締結している諸外国と有機酒類の同等性を締結することで、有機酒類の輸出に関する手続きを緩和し、有機酒類の輸出を拡大させる。

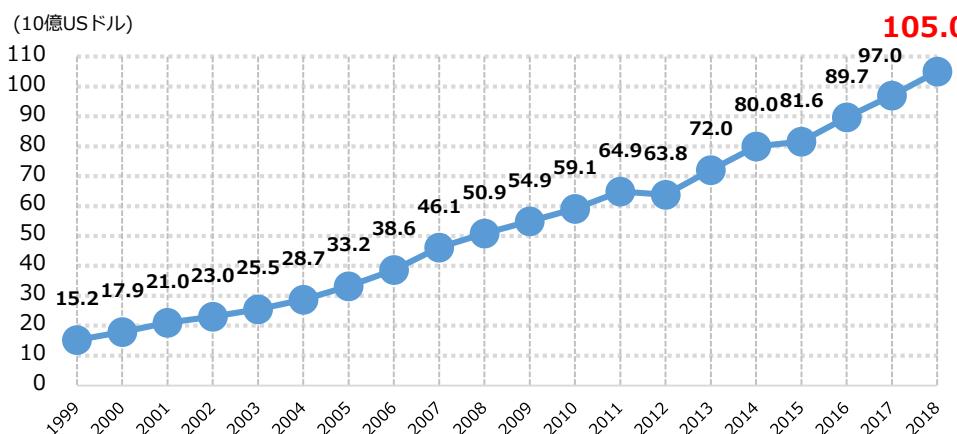
【有機JAS制度の改善】 有機JASへの酒類の追加①

現状と課題

- 米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大している。
- 農産物及び農産物加工品については、米国、カナダ、EU等とJAS法に基づく有機認証制度に関して同等性を締結しており、日本において有機JAS認証を取得していれば、輸出先国・地域の有機認証を別途取得しなくとも、有機として輸出が可能。
- 一方、酒類については、JAS法の対象から除かれており、農産物及び農産物加工品とは異なり、諸外国との有機同等性の対象外となっている。

世界の有機食品売上の推移

➤ 世界の有機食品売上は増加し続けており、2018年では約1,050億ドル（約11.6兆円/1ドル=110円）。

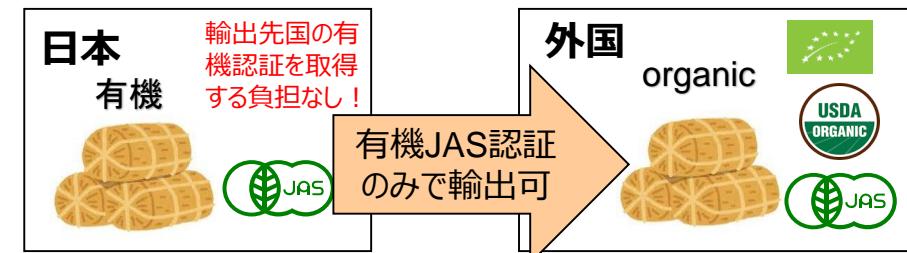


※FiBL & IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2008～2020をもとに、農業環境対策課作成

輸出における有機認証

- 有機同等性が締結されていない場合、事業者は、輸出先国の有機認証を受けなければ、輸出先国において「有機」と表示して流通できない。
- 有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通できる。

有機同等性が締結されている場合



日本と有機同等性を相互承認した国・地域（2022年2月現在）
有機農産物、有機畜産物、有機加工食品：米国、カナダ、スイス
有機農産物、有機農産物加工食品 : EU (27か国)、英国、台湾

【有機JAS制度の改善】 有機JASへの酒類の追加②



対応策

○ JAS規格の対象に有機酒類を追加。

→ 有機酒類の認証に関する同等性を海外の主要市場国の政府と締結し、有機酒類の輸出を拡大。

【慣行と有機】有機同等性を利用した主要な輸出品目及び 酒類の国内生産・輸出量について

▶ 有機酒類は、有機同等性を利用した主要輸出3品目（茶、しょうゆ、みそ）と同様に、国内生産に占める輸出量の割合が高く、
有機酒類の輸出ニーズは高い。

品目	慣行製品を含む総量			有機製品		
	国内生産量	輸出量	国内生産量に占める輸出量の割合	国内生産量	輸出量	国内生産量に占める輸出量の割合
茶	82,000 t	5,108 t	6%	4,810 t	891 t	19%
しょうゆ	740,238 kl	36,897 kl	5%	4,181 t	534 t	13%
みそ	481,671 t	18,105 t	4%	2,301 t	173 t	8%
清酒	491,799kl	24,928kl	5%	466kl	74kl	16%

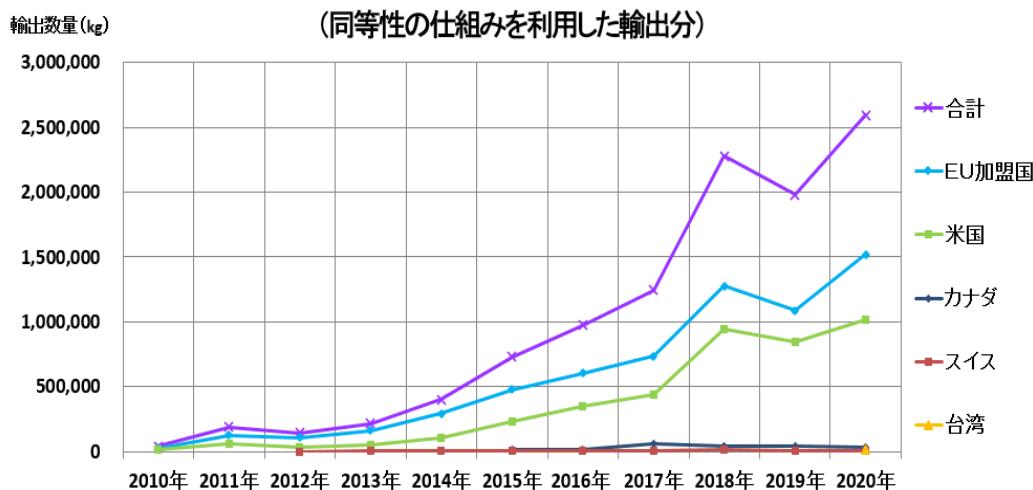
※慣行製品を含む総量:茶、清酒は2019年、しょうゆ、みそは2019年度の実績
有機製品:茶、しょうゆ、みそについて、国内生産量は2019年度、輸出量は2019年の実績。
清酒は2019年の実績。

出典:(茶)国内生産量:農林水産省「作物統計」、輸出量:財務省貿易統計
(しょうゆ)国内生産量:食品産業動態調査、輸出量:財務省貿易統計
(みそ)国内生産量:食品産業動態調査、輸出量:財務省貿易統計
(清酒)国内生産量・輸出量:酒税課税状況表(速報・毎月更新)、財務省貿易統計

有機食品の輸出数量の推移

▶ 有機同等性を利用した有機食品の輸出数量は、**2010年の約40トンから2020年には約2,600トンに大幅増加。**

米国、EU加盟国、カナダ及びスイス向け有機食品輸出数量
(同等性の仕組みを利用した輸出分)



【有機JAS制度の改善】 有機酒類の認証取得の流れ（想定）

今般JAS法が改正された後には、有機酒類の製造業者は、登録認証機関から**有機JAS認証を取得**することで、**自らが製造した有機酒類に有機JASマークを貼付し、「有機」の表示を行って販売**することができる。

有機酒類の製造業者が
有機JAS認証を取得する際の流れ（注）

（注）有機酒類の基準等については、法案の国会審議後に制定予定。
ここでは、有機農産物加工品を例に認証取得の流れをお示ししています。

管理体制の整備

- ・有機JASの基準に適合する製造方法等の体制の整備（原材料や添加物の選定、コンタミ対策等）



登録認証機関への申請

- ・認証対象、認証費用、輸出証明書の発行に対応しているかどうか等は登録認証機関毎に異なることから、農林水産省ホームページを確認し、有機JASの認証を行っている登録認証機関を選択
- ・登録認証機関が定める申請書様式に必要事項を記載して提出。（企業・施設情報、規程、レシピ等）



登録認証機関による
書類審査
実地調査
判定

- ・有機JASの基準に適合しているか評価

- ・登録認証機関が定めた認証費用の支払い

認証費用の支払い



有機酒類に有機JAS
マークが表示可能に！



「有機」の表示
有機JASマークと
有機表示はセット！



認証取得

有機JASの認証取得については、以下のホームページをご覧下さい。今後、有機酒類についても情報を加える予定です。
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html



【有機JAS制度の改善】登録認証機関の情報共有ルールの整備



現状と課題

- 事業者が新たに**外国政府との同等性を活用して輸出**する場合、**外国政府に予め認められた登録認証機関からの認証が必要**であり、従来から認証を受けてきた登録認証機関とは別に、**認証のための審査の受け直しが求められる**ことがある。
- 他方、事業者は、認証に係る書類作成、審査に要する時間などの負担から、**同じ登録認証機関から、毎年、継続的に認証**を受け続けている実態。



対応策と効果

- 登録認証機関は、業務を円滑化するための情報、例えば**他の登録認証機関による過去の認証審査時の記録を請求し、情報共有を受けることを可能**とする。
- ➡ 事業者は、過去の認証審査の記録を活用することで、**外国政府に既に認められている登録認証機関から迅速に認証を受ける**ことができ、外国市場への輸出を容易に開始できる。
- ➡ 事業者は、**他の登録認証機関への移動が容易**となり、また、**登録認証機関間の競争**が促されるほか、**有機JASなどの認証の拡大**につながる。

【有機JAS制度の改善】 その他の改正事項



【官民一体となった同等性交渉の推進】

- 輸出促進団体から**同等性承認の交渉**を求められた場合の**国の責務を明確化**。
- **同等性承認の交渉**について、研究機関による規格の開発や規格開発を行った民間事業者による国際機関等への働きかけ等も含めた**官民の取組を明確化**。

【外国制度の格付表示の認証制の導入】

- 同等性の承認の信頼性確保のため、同等性の承認に基づく**外国制度の格付表示**は、不適切な表示がされないよう、登録認証機関の**認証を受けた事業者のみ可能**とする。

3. 法改正によらない施策



① 輸出事業計画の各種支援策との連携について

改訂農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和3年12月24日）（抄）

- より効果的な支援策につなげていくため、**政府が行っている農林水産物・食品の輸出に関する補助、融資、税制などの支援策について、輸出事業計画とリンクさせる方向**で検討する。
- 輸出が農林漁業者等を始めとする地域の事業者の利益につながっていくことが重要であることから、事業者の実態を正確に把握するための統計的手法を検討する。

輸出拡大実行戦略に基づき、次の対策を講じる。

- 令和3年度予算から、輸出予算事業について輸出事業計画とリンクさせることとし、各種事業において、輸出事業計画の策定等を必要とした
- 改正輸出促進法に基づく金融・税制措置は、輸出事業計画の策定が前提

国の支援を受ける農林漁業者は、①**輸出の効果（輸出先国・地域、輸出額）を明らかに**し、②**それぞれの支援メニューの要綱等に基づき、毎年、輸出実績を国に報告。**

これにより、**国の支援を受けている農林漁業者について、輸出実績を把握し、P D C Aサイクルを構築**

② 輸出支援プラットフォームについて（海外現地での支援対策の現状と課題）

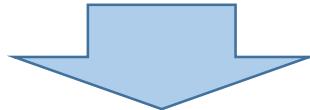


- 主要な輸出先国・地域の在外公館・ジェトロ海外事務所の体制や活動状況を調査したところ、以下の現状と課題が明らかに。
- 重点都市を核とする戦略的サプライチェーンを構築するため、現地の**在外公館・ジェトロ海外事務所**その他の機関が一体となって事業者を支援する体制整備が不可欠。

明らかになつた現状と課題

1. 繼続性の強化

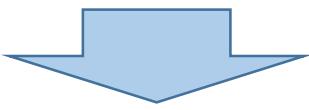
【現状】在外公館アタッシュ等は3年程度で交代してしまうため、継続性確保が困難



【課題】**相手国政府との人脈や交渉の継続性を確保**することにより、人脈の引継ぎや政府間交渉を円滑化する必要

2. 専門性の強化

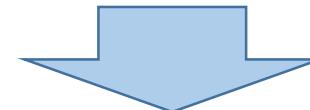
【現状】在外公館やジェトロに輸出関係の事務の未経験者や、食品安全や貿易実務に専門的な知識がない者が着任



【課題】在外公館やジェトロ海外事務所の**専門性をさらに強化**することにより、より機能的に事業者支援を実施していく必要

3. 組織間連携の強化

【現状】公邸でのイベントとジェトロの事業がそれぞれ単発の取組に終わる等、両組織の連携が十分でない



【課題】在外公館とジェトロ海外事務所の**組織間連携を強化**することにより、より効果的な事業者支援を実施していく必要

4. 地域の主体性の強化

【現状】事業の決定は日本で行われ、都道府県や国内生産者の意向が優先されるなど、地域の実情に応じた事業実施ができていない



【課題】在外公館やジェトロ海外事務所が行う**地域の実情に応じた自主的な活動を強化**することにより、より地域の実情に応じた事業を実施していく必要

(参考) 諸外国の主な食品輸出促進機関について

生産から輸出に至る事業者が一丸となって輸出に取り組む体制を構築し、国も一体的に支援

- 組織が一元化され、プロモーションや市場調査の専門職員が配置されており機能的。
- スタッフの規模・専門性、事務所の予算規模ともに大きい。
- 展示会の出典や商流開拓、市場調査等の事業を各地域事務所で行っており、より地域の実態に即している。

韓国農林水産食品流通公社 (aTセンター)



aTセンターは、農水産食品産業振興を通じて国民の安定的な経済成長基盤の確保と生活の質の向上に寄与することを目的とする準政府機関。

沿革	1967年 農漁村開発公社として設立 1986年 農水産物流通公社 2012年 韓国農水産物食品流通公社
予算規模	・3660億ウォン（約329億円、2020年） ・財源は国庫及び収益事業
組織全体の体制	・約870名 ・国内11地域本部、海外18拠点
日本での体制	・東京支社：7名 ・大阪支社：5名
ガバナンス構造	・食品輸出全般を総括する農林畜産食品部の下、輸出促進のハブ組織となり、輸出拡大を推進。
取組事例	・輸出者向けコンサルティング ・各地方自治体との連携支援 ・輸出物流・検疫通関支援 ・有望商品・ブランドの育成 ・海外市場開拓 ・輸出事業者のブランディング・マーケティング個社支援

ノルウェー水産物審議会

(NSC: Norwegian Seafood Council)

NORWEGIAN
SEAFOOD
COUNCIL

ノルウェーでは、NSCがノルウェーサーモン、サバを始めとした水産物の戦略的輸出を主導。過去10年間で水産物の輸出額は倍増。

沿革	1991年 漁業省の組織として設立 2005年 有限会社に移行（国営企業）
予算規模	・約48億円 ・財源は輸出額に対する賦課金
組織全体の体制	・約80名 ・国内1拠点、海外12拠点
日本での体制	・在京ノルウェー大使館に2名
ガバナンス構造	・生産者団体により運営方針が決定
取組事例	・輸出先国の市場調査 ・大手流通事業者と国内生産者のマッチング ・ロゴ等の輸出の販促ツール管理

米国農産物貿易事務所 (ATO: Agricultural Trade Office)

ATOは、主要な米国産農産物の消費市場におけるマーケティング及び情報収集とプロモーション活動のために設置された現地事務所組織。

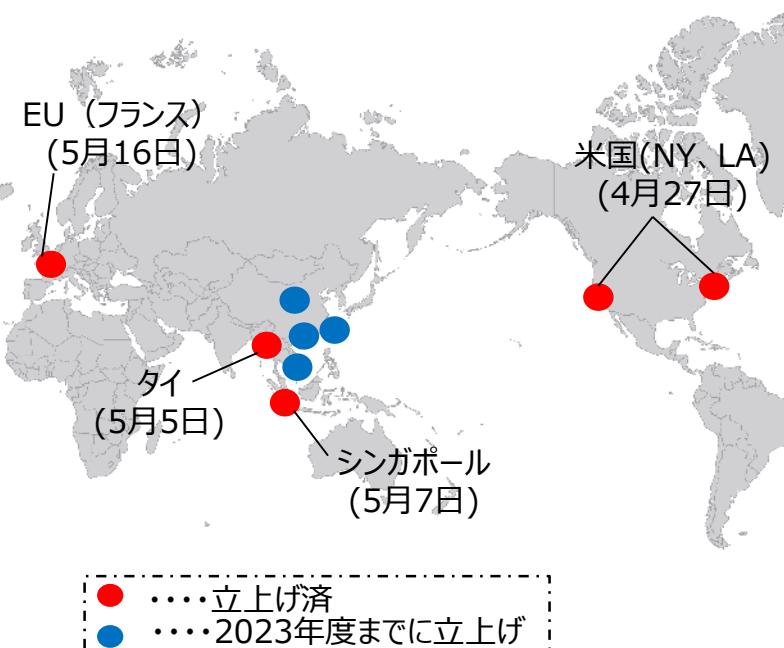
沿革	・日本では、1957年、大使館内（東京）に設置 ・現在、東京事務所と大阪・神戸事務所の2カ所
予算規模	不明（大使館農務部予算の一部）
組織全体の体制	・約70名 ・海外13拠点
日本での体制	・在京米大：7名 ・大阪総領事館：4名
ガバナンス構造	・農務省海外農務局（FAS）の傘下
取組事例	・需給動向や輸入要件等に関する情報収集 ・品目ごとの輸出促進団体と連携したプロモーション ・品目別輸出ガイド作成

輸出支援プラットフォームの設置について

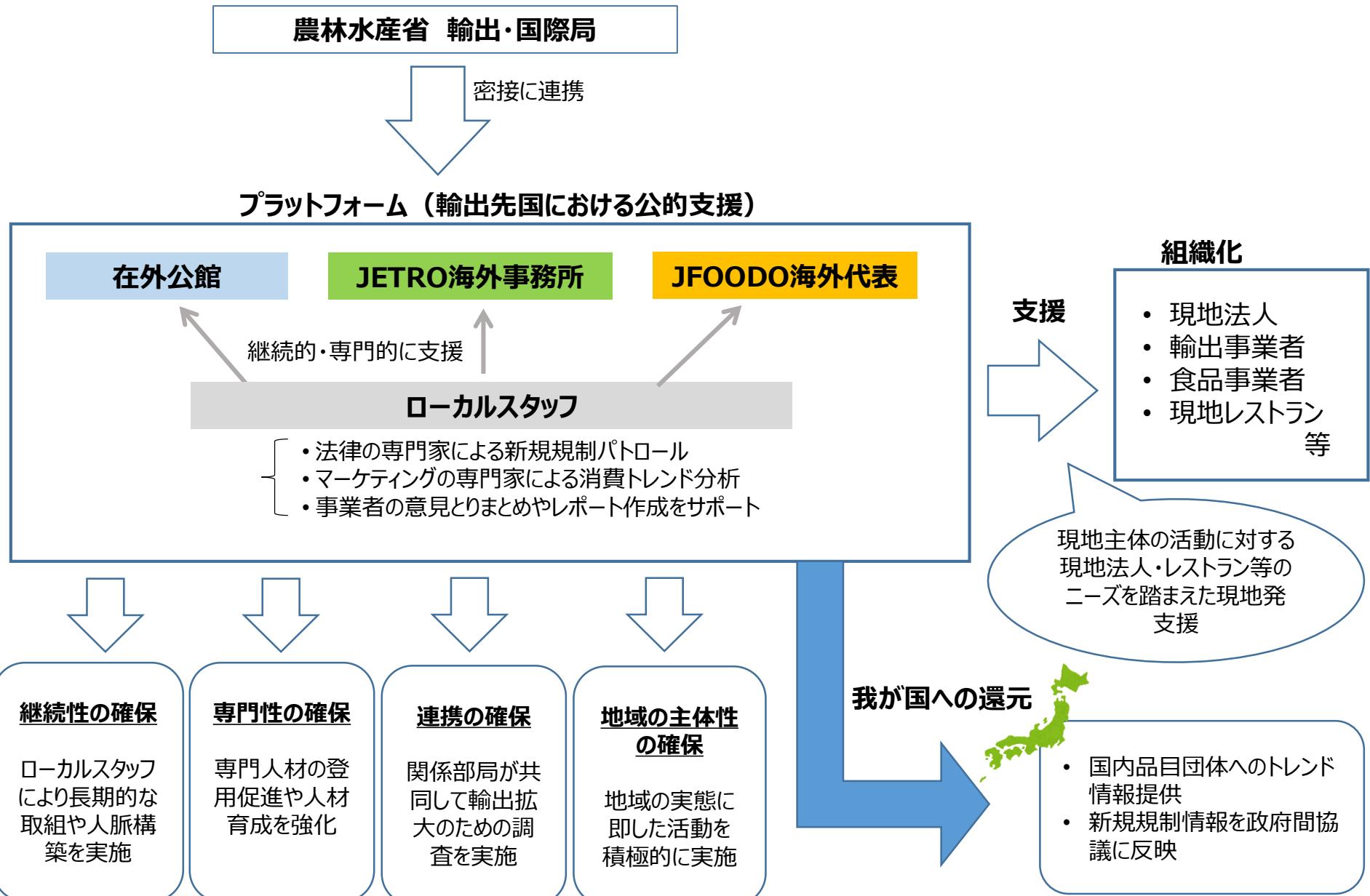
輸出実行戦略改訂版（令和3年12月 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議）において、輸出支援プラットフォームについて以下のとおり明記された。

- 主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成
- まずは、2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において輸出支援プラットフォームを立ち上げ、順次、市場として有望な重点都市に設立
- プラットフォーム設置候補都市

主要な輸出先国・地域	プラットフォーム設置都市候補
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
EU	パリ
	ブリュッセル又はアムステルダム
ベトナム	ホーチミン
シンガポール	シンガポール
タイ	バンコク
中国	上海
	北京
	広州
	成都
香港	香港
台湾	台北



輸出支援プラットフォームのイメージ



輸出支援プラットフォームの活動イメージ



①カントリーレポートの作成

新たな規制の導入、市場の変化、イベント開催情報等、現地の有益な情報をカントリーレポートとして取りまとめ、適時配信。

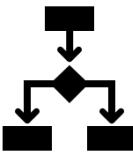


【想定される活動例】

- ・新たに導入される規制概要
 - ・消費者のトレンド
 - ・現地物流の課題と対処方法
- 等を調査し、レポートを作成の上国内生産者に還流。

②新たな商流の開拓

マーケットインの発想で海外市場で求められるスペックの产品を専門的・継続的に輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制を整備。



【想定される活動例】

プラットフォームで現地事業者のニーズを発掘し、国内品目団体と協力して現地ニーズを捉えた商談の場を設定。

③現地に販売、製造拠点を置く現地法人支援

我が国食産業の発展に貢献する海外展開を行う企業に対し、海外展開の段階ごとの多様な課題に応じた支援を実施。



【想定される活動例】

独)中小企業基盤整備機構のハンズオン支援事業による支援を引継ぎ、現地の法規制等に関する専門家をリスト化して事業者に紹介。

④現地日本食レストラン等を組織化し日本食普及

日本産食材センター店等、現地レストランや小売店、日本産食材を頻繁に輸入している事業者の組織化を行い、日本食の普及に取り組む。



【想定される活動例】

日本産食材センター店、現地レストラン等による自主的な協議会立上げを支援し、政府による各種支援メニュー やプロモーションイベント等の情報を隨時共有。

- 輸出に取り組む事業者の支援体制を充実するため、輸出拡大実行戦略に知的財産対策強化やGFPの機能強化などの新しい事項を追加。

知的財産対策強化

＜課題＞

- 日本の優良な品種は、海外でも高く評価されているが、海外への無断流出が問題化。

- 2016年頃に流出したシャインマスカットは、中国で急速に普及し、日本の約30倍の栽培面積。



- 一般的な許諾契約ベースで、年間100億円以上*の損失が発生。

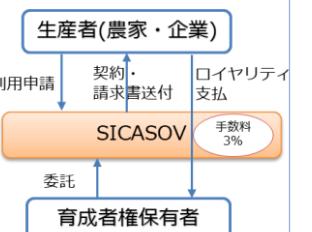
* 中国におけるシャインマスカットの生産量に、中国における市場出荷価格(340円/kg)と許諾料割合(出荷額の3%と想定)を乗じて算出。

- 改正種苗法で措置された海外持ち出し制限を実効的に実施するため、外国の事例を参考に、育成者権者に代わって、専門家が知的財産権を管理・保護する「育成者権管理機関」の設立を検討。

海外の育成者権管理機関の例

シカソフ(SICASOV)

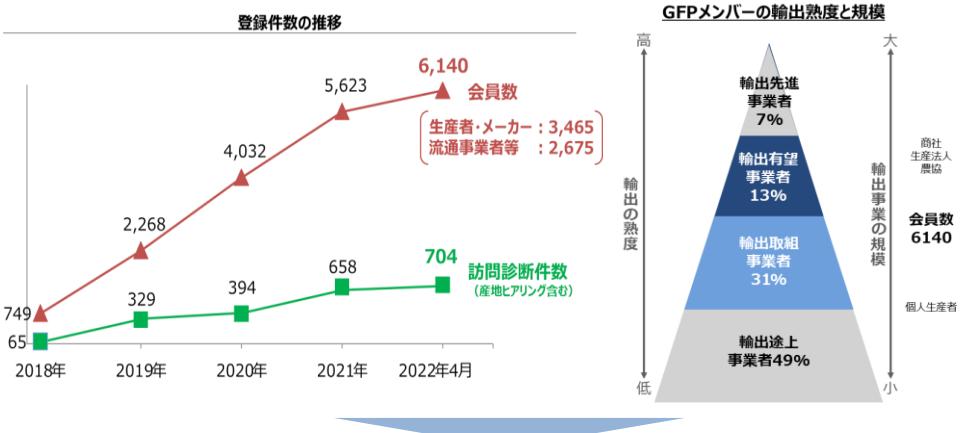
- 1947年にフランスの種苗企業の出資により設立
- 国内外の4,400品種を管理
- ロイヤリティ収入:年間98~126億円



GFPの機能強化

- 輸出産地・事業者の育成や支援を行うGFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)は、会員数が6,000を超え、輸出の熟度・規模が多様化。

- しかしながら、国内生産額に占める輸出の割合は2%程度と、輸出に取り組む生産者は依然として少なく、5兆円の輸出目標を達成するためには、輸出産地・事業者の育成に向けた支援措置の充実が不可欠。



- 新たに輸出にチャレンジする産地の掘り起こし(初級レベル)、規制が厳しい国が求める産地登録等への対応(中級レベル)、商社任せの間接取引から直接取引への移行(上級レベル)など、輸出事業者のレベルに合わせて細やかなサポートを継続的に行うための運営体制の整備を検討。

GFPを活用した優良事業者の例

業種(所在地)	品目	輸出先国	輸出額/年		輸出取組概要
			GFP参画前	GFP参画後	
大吉農園 (鹿児島県)	生産者 キャベツ	シンガポール 香港・タイ等	0円 (2018年)	2,750万円 (2021年)	GFP訪問診断を契機に1年で輸出実現 ・輸出先国ニーズ対応のため各種認証を取得
まき萌す (沖縄県)	青果物 水産物等	シンガポール 台湾等	2,500万円 (2018年)	2億円 (2021年)	GFPを活用して全国の生産者・メーカーと連携し、ライコマー・インバウンド連携等に挑戦
PPIH (東京都)	現地小売 青果物 水産物 加工食品	アジア 北米等	66億円 (2018年)	145億円 (2021年)	GFPを活用した日本各地の生産者・食品事業者とのマッチングで取引拡大

(参考) 輸出関連予算等について



2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和4年度予算概算決定額 10,787(9,908)百万円】

【令和3年度補正予算額 43,291百万円】

＜対策のポイント＞

5兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の全体像＞

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化〔35億円〕

（1）マーケットインによる海外での販売力の強化

- 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援
- JETRO・JFOODOが行う、品目団体等と連携した販路開拓や戦略的プロモーション等を支援
- 主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所を活用し、在外公館等と連携してプラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援
- 海外料理人の育成や日本産食材センター店の拡大、海外消費者等に対する情報発信等を通じた日本食・食文化の魅力発信を支援

（2）食産業の海外展開の後押し

- 食産業の海外展開を促進するため、官民協議会を通じた海外展開への支援、実践的な海外展開ガイドラインの策定等を実施

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し〔14億円〕

（1）輸出産地の育成・展開

- 輸出産地センター等を活用した輸出産地の育成、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援
- GFPを活用した、輸出産地センターの活動強化、輸出産地を海外市場と繋げる地域輸出商社等の輸出事業者の育成等を実施
- 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援

（2）地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援

- 地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）を構築して行う、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援

等

3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等〔59億円〕

（1）規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化

- 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施

（2）輸出手続の円滑化、利便性の向上

- 研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所の拡大に向けた体制整備等を支援

（3）生産段階での食品安全規制への対応強化

- 輸出施設のHACCP等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトレランス申請、国際的認証取得・更新等を支援

（4）輸出向け施設の整備

- 食品産業に対する輸出向けHACCP等対応施設の整備を支援
- コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する事業共同体）が取り組む、畜産物の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援

（5）知的財産の流出防止、侵害対策

- 海外での品種登録、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入による審査協力体制の構築、海外での防衛的許諾、加工品等のGII登録等を支援、相手国における我が国GIIの不正使用等の監視を強化

5兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和3年度補正予算額 43,291百万円】

＜対策のポイント＞

5兆円目標の実現に向け、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の全体像＞

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化 〔90億円〕

（1）オールジャパンでのマーケットイン輸出の取組強化

- ・品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の早急な輸出力強化に向けた取組を支援
- ・品目団体と連携した、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる重点的・戦略的プロモーション、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援
- ・コメ・コメ加工品の海外需要の開拓等を支援
- ・日本食・食文化の情報発信等を実施

（2）海外での輸出支援体制の確立

- ・主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を支援する体制を整備
- ・有望な海外市場への物流・商流づくりなどの戦略的サプライチェーンの構築を支援
- ・輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等の取組を支援

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し 〔94億円〕

（1）輸出産地・事業者の育成・展開

- ・GFPを活用した、輸出事業計画の策定・実行や輸出産地サポーターの取組強化を通じた輸出産地の育成、規制・ニーズに対応した地域の特色ある加工食品の開発・改良等を支援
- ・輸出に取り組む事業者等へのリスクマネーの供給を支援

（2）一貫したコールドチェーンによる輸出物流の構築

- ・輸出物流ネットワーク構築に向けた環境調査、地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートのためのモデル実証、設備・機器導入等を支援

（3）畜産物輸出コンソーシアムの推進

- ・畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者で組織するコンソーシアム（事業共同体）が取り組む、商流の構築や輸出先国の求めに応えるための取組等を支援

等

3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等 〔249億円〕

（1）輸出促進に向けた環境整備

- ・製品仕様の変更に伴う経費、輸出施設のHACCP等認定加速化、インポートトレランス申請、畜産物モニタリング検査、コメ・コメ加工品の輸出に必要な規制対応等を支援
- ・加工食品の国際標準化対応や我が国の規格認証の普及等、輸出先国ニーズの対応に向け、食品産業の課題解決の取組を支援

（2）輸出先国の規制や需要に対応した加工施設等の整備

- ・加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援
- ・農産物等の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援
- ・大規模な水産物流通・生産の拠点での共同利用施設・養殖場等の一体的整備を支援
- ・畜産物の輸出拡大を目的とした食肉処理施設の再編等を支援

（3）日本の強みを守るための知的財産対策の強化

- ・海外での品種登録・育成者権侵害対策、品種登録審査に必要な栽培試験施設の整備を支援

（4）その他

- ・木材製品等の国際競争力強化に向け、経営者育成や輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販売促進活動や重点プロモーション活動等を支援

等

53

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・設備の整備を支援します！

「HACCPハード事業」だからできること

＜R3補正＞交付額：250万～5億円 交付率：1／2 または 3／10

＜R4当初＞交付額：500万～3億円 交付率：1／2

【事業対象】食品製造事業者・食品流通事業者・中間加工事業者等の方

輸出向けHACCP等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応（交付率1/2）や、家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応（交付率3/10、R3補正のみ）に取り組む食品製造事業者の方向けに、製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修や機器の整備、コンサルや認証取得等に必要な費用を支援します。

施設整備事業

- ① HACCP等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ② 輸出先国のバイヤー等が求めるISO、FSSC、JFS-C等の認証取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ③ 輸出先国のニーズに対応した製品を製造するための設備等（R3補正のみ）

効果促進事業

施設整備と一緒にとなってその効果を一層高めるために必要な費用（コンサル費等）



空気を経由した汚染の防止設備（パーテイション）の導入



温度管理を要する装置・設備の導入



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修

【第3回募集について】

現在、5月18日～7月19日までの間で、第3回募集中（1次〆切、2次〆切がそれぞれ設定されています）

※ 本予算は、都道府県を経由する間接補助金のため、都道府県にまずご相談ください。

募集の〆切については各都道府県の指示に従ってください。

輸出事業者向け補助事業等の検索方法

① 下記URLをクリックします。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yosan_setsumei.html

② 上記ホームページ上の「1. 概要」に添付されているExcelファイルを開きます。

③ ご関心の支援内容をソート(並び替え)します。事業ごとに動画・資料を掲載していますので、ピンク部分の資料番号のページを確認いただき、何かございましたら事業担当課までご連絡ください。

例:「輸出販路開拓に向けて商社・海外バイヤーとマッチングしたい」をソート

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 輸出・国際 > 予算事業 > 輸出事業者に対する輸出予算の説明会

輸出事業者に対する輸出予算の説明会

農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)会員をはじめ輸出に取り組む事業者向けに、農林水産省「輸出事業者に対する輸出予算の説明会」の動画を令和4年2月4日よりオンラインにて配信いたします。

施設整備や規制対応に係る支援・海外プロモーション支援・輸出販路開拓に向けた支援など、皆様の輸出ビジネス拡大に活用いただける補助事業等を農林水産省担当者よりわかりやすく紹介させていただきます。

1.概要

令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算における輸出のための補助事業等について説明動画と資料を令和4年2月4日に公開しました。

この説明会では、現在公募中又は今後公募が予定されている補助事業等をご紹介しています。

また、ご紹介する事業と各事業が対応する支援ニーズや対象品目について、以下のとおり輸出予算逆引き表を作成しましたのでご活用ください。

輸出予算逆引き表(EXCEL : 40KB)

クリック

事業名	支援内容	支 援 方 法	支 援 内 容	支 援 内 容										輸出事業計画を策定した際の留意事項等の内容	局・課	電話番号(外線)		
				商品・物流構造の効率化	輸出の強化	資金調達	人材育成	金融機関との連携	社内での販路開拓	海外での取組	その他の支援	海外での取組	その他の支援	ハード支援				
J-1 マーケットイン・輸出ビジネス拡大緊急支援事業のうち 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業(うちJETRO)	◎														海外見本市への出展、サンプル展示ショールームの設置、輸出事業者のサポート等	否	輸出・国 輸出企 画課	03-6744-1502
R4 マーケットイン・輸出ビジネス拡大緊急支援事業 (1)戦略的輸出拡大サポート対策事業(うちJETRO)	◎														国内外の商談会の開催、海外見本市への出展、輸出事業者による相談会等	否	輸出・国 輸出企 画課	03-6744-1502

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- 放射性物質に係る規制・対応 : https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

あなたを、
生産者の
日本代表にしたい。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていきたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。



農林水産業へ。
100億人ではなく、
1億人を見据えた



農林水産物・食品
輸出プロジェクト

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課(輸出相談窓口)

03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



こちらもお役立てください！

農林水産物・食品の
輸出に関するポータルサイト
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の規制情報など、農林水産物・食品の輸出に関する情報を掲載しています。

一元的な相談窓口の連絡先

地方農政局

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 北海道農政事務所(生産經營産業部 事業支援課) | 011-330-8810 |
| 東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | 022-263-7071 |
| 関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | 048-740-5351 |
| 北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | 076-232-4233 |
| 東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | 052-223-4619 |
| 近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | 075-414-9101 |
| 中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | 086-230-4258 |
| 九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) | 096-211-8607 |
| 沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課) | 098-866-1673 |

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。